

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業 Q & A（第9版）  
(応募から支援対象者認定まで)

【応募条件について】

- Q1 三重県出身ではありませんが、応募できますか。  
Q2 既に就職先が決まっていますが、応募できますか。  
Q3 留学生ですが、応募できますか。  
Q4 通信制大学に在学していますが、応募できますか。  
Q5 既卒者ですが、応募できますか。  
Q6 三重県で働きたい、三重県で暮らしたいと考えていますが、現時点でははつきりしません。応募できますか。  
Q7 過去に本事業の支援対象者に認定されましたが、取消要件に該当し辞退しました。今回、改めて応募できますか。

【就業について】

- Q8 「企業・団体等に雇用される者」とは何ですか。  
Q9 アルバイトは対象になりますか。  
Q10 個人事業主となる場合は、支援対象となりますか。  
Q11 家業を手伝う場合は、支援対象となりますか。  
Q12 農業・林業・漁業に従事する場合、支援対象となりますか。  
Q13 公立病院の看護師になりたいと考えています。応募はできますか。

【一般枠・南部地域優先枠について】

- Q14 一般枠と南部地域優先枠の違いは何ですか。  
Q15 三重県南部13市町とはどこですか。  
Q16 三重県南部13市町で居住し、三重県外で就業を検討していますが、応募できますか。  
Q17 三重県外で居住し、三重県南部13市町で就業を検討していますが、応募できますか。

【対象となる奨学金について】

- Q18 対象となる奨学金は何ですか。  
Q19 対象とならない奨学金は何ですか。  
Q20 給付型奨学金は対象になりますか。  
Q21 二つ以上の奨学金を受けている場合、どうなりますか。

Q22 大学と大学院の両方で奨学生を借りている場合、学部生時代の奨学生も対象になりますか。

Q23 大学1、2年生の時に奨学生を借りていましたが、現在は借りていません。卒業後に返還する予定ですが、応募できますか。

Q24 大学1、2年生の時に第一種奨学生を借りていましたが、3年生から現在まで給付型奨学生を受給しています。応募できますか。

Q25 給付型奨学生と第一種奨学生を併用しています。調整により、第一種奨学生の実際の貸与額は0円となっていますが、応募できますか。

Q26 奨学生の返還を既に始めている場合どうなりますか。

Q27 他の自治体や団体から奨学生返還支援の支援を受けている場合、応募できますか。

Q28 奨学生の返還免除を受けている場合、応募できますか。

#### 【助成金について】

Q29 いくら助成してもらえますか。

Q30 助成金はいつもらえますか。

#### 【応募の手続きについて】

Q31 応募にはどのようなものが必要ですか。

Q32 「奨学生貸与証明書」「奨学生返還証明書」は、どのようにして入手しますか。

Q33 応募書の書類は、原本の提出が必要ですか。

#### 【審査について】

Q34 応募すれば、必ず助成金が交付されますか。

Q35 応募後、どのような手続きを経て、認定されますか。

Q36 今回認定されなかった場合、次年度以降の募集で再度応募することはできますか。

## 【応募条件について】

Q 1 三重県出身ではありませんが、応募できますか。

A 1 「三重県内での居住・就業」が要件であり、応募資格を満たす方であれば、出身地を問わず応募することができます。また、学生の場合は現在の居住地、学校の所在地で、制限を設けていません。

※既卒者の場合は、Q 5 参照

Q 2 既に就職先が決まっていますが、応募できますか。

A 2 三重県内で居住・就業する方であれば応募できます。

Q 3 留学生ですが、応募できますか。

A 3 助成対象となる奨学金（「日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金」又はこれに準ずるもの）を借り入れている場合は応募できます。

※助成対象となる奨学金については、Q 18 参照

なお、留学生の場合は、日本学生支援機構の奨学金を借り入れることができない点にご留意ください。

Q 4 通信制大学に在学していますが、応募できますか。

A 4 募集要件を全て満たす方であれば、応募できます。ただし、申請時の卒業予定年月日が変わった場合には、認定が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

Q 5 既卒者ですが、応募できますか。

A 5 「三重県外に居住しており、三重県内で就業していない」方であり、その他の応募資格の要件を全て満たす方であれば、応募できます。

Q 6 三重県で働きたい、三重県で暮らしたいと考えていますが、現時点でははっきりしません。応募できますか。

A 6 三重県での居住・就業を少しでも検討されている方であれば、応募できます。応募後も、就職活動などに制限はありません。

Q 7 過去に本事業の支援対象者に認定されましたが、取消要件に該当し辞退しました。今回、改めて応募できますか。

A 7 応募できません。過去に支援対象者として認定された方は、応募対象外となります。

### 【就業について】

Q8 「企業・団体等に雇用される者」とは何ですか。

A8 企業や団体などの雇用主と雇用契約等を締結し、雇用主が在職を証明できる者をいいます。正規雇用・非正規雇用等の雇用形態は問いません。

Q9 アルバイトは対象になりますか。

A9 対象となります。ただし、勤務していることが証明できない場合には対象外となりますので、雇用主に確認してください。

Q10 個人事業主となる場合は、支援対象となりますか。

A10 登記事項証明書、個人事業開業届、確定申告書の写し等の提出により、個人事業主であることを確認できる場合は、対象となります。

Q11 家業を手伝う場合は、支援対象となりますか。

A11 勤務証明など、雇用を証明する書類等の提出により雇用実態を確認できる場合は、対象となります。

Q12 農業・林業・漁業に従事する場合、支援対象となりますか。

A12 確定申告書の写し等の提出により、就労が確認できる場合は、対象となります。

Q13 公立病院の看護師になりたいと考えています。応募はできますか。

A13 公務員は対象外ですので、公立病院の勤務のみを希望している方は、応募できません。応募時に、民間病院と公立病院のどちらで勤務するかわからぬい方であれば、応募できます。

### 【一般枠と南部地域優先枠について】

Q14 一般枠と南部地域優先枠の違いは何ですか。

A14 応募枠の違いは下記のとおりです。

	一般枠	南部地域優先枠
募集人数	100名	40名
要件	三重県内で居住かつ就業を希望する方	三重県南部13市町で居住または就業する方 ※三重県南部13市町については、 Q15参照

それぞれの応募枠において、定員を超える申請があった場合は抽選となります。また、南部地域優先枠で落選となった場合、一般枠で再抽選となるため、最大2回抽選の機会があります。

Q15 三重県南部13市町とはどこですか。

A15 三重県南部13市町は下記のとおりです。

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

Q16 三重県南部13市町で居住し、三重県外で就業を検討していますが、応募できますか。

A16 応募できません。応募資格として、「三重県内で居住かつ就業」が要件となるため、三重県外での就業は対象外となります。

Q17 三重県外で居住し、三重県南部13市町で就業を検討していますが、応募できますか。

A17 応募できません。応募資格として、「三重県内で居住かつ就業」が要件となるため、三重県外での居住は対象外となります。

#### 【対象となる奨学金について】

Q18 対象となる奨学金は何ですか。

A18 対象となる奨学金は、

○県外高等教育機関在学かつ県外在住の学生及び既卒者

⇒日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金、及びこれに準ずる奨学金（無利子・有利子の貸与型奨学金、ただし利子部分は対象外）

○それ以外の学生

⇒日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金（無利子の貸与型奨学金）

です。

また、「これに準ずる奨学金」としては、自治体や民間団体等が貸与する資金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものとしています（ただし、特定業種での就業等を要件に、返還額の全部又は一部が免除されるものを除きます）。

Q19 対象とならない奨学金は何ですか。

A19 医師就学資金、保健師助産師看護師等就学資金など、特定業種での就業や

特定地域での居住等を要件として、返還額の全部又は一部が免除される奨学金は、対象外です。

また、金融機関の教育ローンなどは対象外です。

Q20 納付型奨学金は対象になりますか。

A20 納付型奨学金は、返還義務がないため、助成の対象とはなりません。貸与型奨学金（第一種奨学金等）と併用している場合には、貸与型のみ対象となります。

Q21 二つ以上の奨学金を受けている場合、どうなりますか。

A21 対象となる奨学金であれば、複数の奨学金を合算した額が、対象額となります。ただし、助成金額の上限は100万円です。

※助成金額については、Q29 参照

Q22 大学と大学院の両方で奨学金を借りている場合、学部生時代の奨学金も対象になりますか。

A22 大学と大学院で借り入れた金額の合算が対象となります。ただし、助成金額の上限は100万円です。

Q23 大学1、2年生の時に奨学金を借りていましたが、現在は借りていません。卒業後に返還する予定ですが、応募できますか。

A23 応募できます。

Q24 大学1、2年生の時に第一種奨学金を借りていましたが、3年生から現在まで給付型奨学金を受給しています。応募できますか。

A24 応募できます。

Q25 納付型奨学金と第一種奨学金を併用しています。調整により、第一種奨学金の実際の貸与額は0円となっていますが、応募できますか。

A25 応募時に、実際に返還する必要のある奨学金借入額がない場合には応募できません。現在、貸与月額が0円であっても、過去に貸与を受けていて、応募時に返還する必要のある奨学金借入額がある場合には、応募できます。

Q26 奨学金の返還を既に始めている場合どうなりますか。

A26 応募時に返還が残っている金額が対象となります。過去に奨学金を借りても、全額返還が終わっている場合には、応募できません。

Q27 他の自治体や団体から奨学金返還支援を受けている場合、応募できますか。

A27 応募できますが、他から受ける支援の額と、当事業の助成金額が奨学金借受総額を超えることがないよう、助成金額の調整を行います。

また、奨学金によっては、重複して他の自治体の支援を受けることを認めていらない場合がありますので、ご注意ください。

Q28 奨学金の返還免除を受けている場合、応募できますか。

A28 全額免除を受けている場合は、応募できません。

一部免除を受けている場合は応募できますが、免除された金額は支援対象額から除外されます。

#### 【助成金について】

Q29 いくら助成してもらえますか。

A29 対象となる奨学金の借り入れ総額（返還を開始している人は残額）の1/4です。ただし、助成金額の上限は100万円です（千円未満切り捨て）。

Q30 助成金はいつもらえますか。

A30 居住・就業の条件を満たし、通算して4年経過した後に助成金額の1/3、8年経過した後に残額をお支払いします。三重県外への転居や就業、離職など、一時的に条件を満たさない期間が生じた場合には、その期間は通算期間とみなされませんので、ご注意ください。

#### 【応募の手続きについて】

Q31 応募にはどのようなものが必要ですか。

A31 「申請書」「学生証の写し」「奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの」などの提出が必要です。詳細については、「募集要項」をご確認ください。

Q32 「奨学金貸与証明書」「奨学金返還証明書」は、どのようにして入手しますか。

A32 貸与を受けている奨学金事業実施団体に依頼し、「奨学金貸与証明書」「奨学金返還証明書」を提出してください。

「**奨学生証**」「**貸与奨学金返還確認票**」「**返還誓約書**」は**証明書となりません**ので、注意してください。

日本学生支援機構の奨学金の場合、発行までにおおむね 10 日ほどかかるようですので、期日に間に合うよう余裕をもって請求してください。

なお、スカラネットパーソナルの「詳細情報」及び「個人情報」のページも証明となりますので、ご活用ください。

また、「これに準ずる奨学金」の場合は、貸与期間、借入人氏名、返還計画、返還実績、返還額、発行日、発行元（貸与機関）を証明できるものを提出してください。

Q33 応募書類は、原本の提出が必要ですか。

A33 原本の提出は必要ありませんので、写しをお送りください。ただし、原本の確認や提出をお願いさせていただく場合があります。

#### 【審査について】

Q34 応募すれば、必ず助成金が交付されますか。

A34 応募後、書類審査を行いますので、必ず助成金が交付されるわけではありません。

Q35 応募後、どのような手続きを経て、認定されますか。

A35 応募書類による書類審査を行い、文書にて通知します。審査の結果は、認定・不認定に関わらず、郵送で通知します。

また、定員を超える申請があった場合は、抽選にて支援対象者を決定します。

Q36 今回認定されなかった場合、次年度以降の募集で再度応募することはできますか。

A36 要件を満たしていれば、再度の応募も可能です。また、今回の認定結果が次回以降の審査に影響することはありません。ただし、毎年必ず募集があるとは限りませんので、ご注意ください。